

社会福祉法人日置市社会福祉協議会住民参加型福祉サービス事業  
ひおき助けあい隊おきがるサービス実施要綱

(目的)

第1条

地域住民の参加・協力のもと、援助が必要な在宅で暮らす高齢者や障がい者等に対し、日常生活の支援を行う住民同士の有償のたすけあい活動により、相互扶助の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条

この事業の実施主体は、社会福祉法人日置市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(会員)

第3条

この事業の会員は、日置市に住所を有し、第1条の目的を理解する者であって本会に登録した次の者とする。

- (1) 依頼会員 日常生活を維持することが困難と認められる者  
但し、令和4年度は日吉地域のみとする
- (2) 協力会員 満18歳以上の者で地域福祉活動に理解と熱意を有する者

(登録申込み)

第4条

前条の会員として登録を希望する者は、依頼会員申込書（様式第1号）又は協力会員申込書（様式第2号）を事務局に提出するものとする。

(入会)

第5条

事務局は、前条の規定による申込みがあった場合は、会員の要件を満たすことを確認した上で入会を決定する。

- 2 協力会員として決定した者は、本会が実施する講習を受講しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは本会職員の説明をもってそれに替えることができる。
- 3 前項に規定する講習を受講した会員に対し、本会は会員証（様式第3号）を発行するものとする。

(退会)

第6条

退会を希望する会員は、本会に申し出なければならない。

- 2 前項の申し出により退会が決定した場合は、前条第3項の会員証を返還するものとする。
- 3 協力会員または依頼会員が本事業の趣旨に反し、相手方の身体・財産・信用を傷つけ、または著しい不信行為によりサービスの継続がしがたい重大な事情が認められた場合。

(保険・損害賠償)

第7条

本会は、サービスの提供により発生した事故の損害賠償等に備え、保険（福祉サービス総合補償）に加入するものとする。

- 2 協力会員が、依頼会員へのサービス提供中の事故等により損害を与えた場合には、加入する保険の補償範囲内で賠償するものとする。ただし、自らの責めに帰すべき事由によ

る場合は、この限りではない。

(サービスの内容)

#### 第8条

協力会員が提供できるサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 買い物代行
- (2) ゴミ出し（分別を含む）
- (3) 簡単な庭整備
- (4) その他、本会が必要と認めたもの

2 サービスの提供は、原則として1日2時間を限度とする。

3 サービス提供の際、協力会員の自家用車に依頼会員を同乗させることはできないものとする。

(サービス実施日等)

#### 第9条

サービスを提供できる日は、原則として次のとおりとする。

- (1) 提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月20日から翌年の1月11日までを除く。
- (2) 提供時間 午前9時から午後4時までとする。
- (3) 受付時間 午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月20日から翌年の1月11日までを除く。

(サービスの利用方法)

#### 第10条

依頼会員は、サービスを必要とする場合には、その都度電話等で問い合わせるものとする。

- 2 依頼会員から申し込みを受けたサービスの内容・日時等を詳細に確認のうえ、認められた場合その旨を依頼会員に通知するものとする。
- 3 依頼会員は、決定したサービス内容以外の援助を求めてはならない。
- 4 協力会員はサービス提供後、当該サービス提供に係るサービス提供報告書（様式第4号）を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 5 協力会員は、前項の報告書を本会に提出するものとする。

(費用負担)

#### 第11条

依頼会員が、第8条第1項に規定するサービスの提供を受けた場合には、次に掲げるサービス利用料等を協力会員に支払うものとする。

- (1) サービス利用料（30分まで）300円（以後10分を超える毎に100円を加算）  
但し、10分以内に済む軽微な活動は100円とする。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、依頼会員が負担することが適当と認められる費用

(違約金)

#### 第12条

依頼会員が、決定したサービスの利用を取り消す場合は、次に掲げる違約金を協力会員に支払うものとする。

- (1) 前日まで 無料
- (2) 当日以降
  - ア 開始予定時刻前 150円
  - イ 開始予定時刻後又は無連絡 全額

(遵守事項)

第13条

協力会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) サービスを提供する場合には、必ず会員証を携帯し、依頼会員からの求めに対して、これを提示すること。
- (2) サービス提供中に、依頼会員に異常を認めた場合は、必要に応じて関係機関等に連絡すること。
- (3) サービスの提供に際して、依頼会員又はその家族に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、協力会員を退いた後も同様とする。
- (4) 協力会員としての立場を利用し、販売、斡旋及び勧誘等の行為を行ってはならない。  
(その他)

第14条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。